

# 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2023 年 3 月 9 日

株式会社クレディセゾン

2023年3月9日

## 吸収分割に関する事前開示書面

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号  
株式会社クレディセゾン  
代表取締役（兼）社長執行役員 COO 水野克己

当社は、2023年2月28日付で当社の完全子会社である株式会社セゾンパーソナルプラス（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2023年6月1日を効力発生日として、当社の 給与受取(前払い)サービス「Advanced pay SAISON」及び振込代行サービス「セゾンスmart振込サービス」に関する事業を、吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行います。

本件分割に関する、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事項は以下のとおりです。

### 記

1. 吸収分割契約の内容  
別紙1のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項  
吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、本件分割に際して、対価としての株式その他の金銭等の交付は行いません。
3. 吸収分割会社が効力発生日に行う剰余金の配当（配当財産が吸収分割承継会社の株式に限る。）等に関する事項  
該当事項はありません。
4. 吸収分割承継会社が吸収分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。
5. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙2のとおりです。
  - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
  - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社

財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 当社は、完全子会社である株式会社CSローン保証との間で、2022年11月25日付で吸収合併契約を締結済みです。当該契約に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併を、株式会社CSローン保証との間で実施予定です。

(2) 当社は、2022年6月22日開催の定時株主総会において、以下のとおり剰余金の配当について決議し、同月23日に配当を実施いたしました。

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金55円 総額8,600,593,045円
- ② 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月23日

(3) 当社は最終事業年度の末日後に、機関投資家及び個人を対象とした以下の社債を発行しております

① ソーシャルボンド発行

※ソーシャルボンドとは、企業や地方公共団体等が、社会的課題の解決に資する事業の資金を調達するために発行される債券です。

※本社債は機関投資家を対象として発行しております。

<本社債の概要>

発行額 100億円  
年利率 年0.40%  
発行日 2022年6月10日  
償還期限 2027年6月10日

② 個人向け無担保普通社債（2022年6月20日発行分）

<本社債の概要>

発行額 200億円  
年利率 年0.40%  
発行日 2022年6月20日  
償還期限 2027年6月18日

③ 個人向け無担保普通社債（2023年1月31日発行分）

<本社債の概要>

発行額	100億円
利率	年0.72%
発行日	2023年1月31日
償還期限	2028年1月31日

7. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項  
吸収分割会社及び吸収分割承継会社のそれぞれの資産及び負債について、本件分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題がないものと判断しております。
8. 本書面の備置開始日後に上記の事項につき変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示致します。

以上

別紙1 : 吸収分割契約書

別添のとおりです。



## 吸収分割契約書

株式会社クレディセゾン(以下「甲」という。)及び株式会社セゾンパーソナルプラス(以下「乙」という。)は、第1条に定める甲の事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本件吸収分割」という。)に関し、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条 吸収分割

甲は、本契約の定めに従い、効力発生日(第3条において定義する)をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲の給与受取(前払い)サービス『Advanced pay SAISON』及び振込代行サービス『セゾンスmart振込サービス』(以下「本件対象事業」という。)に関して有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第2条 分割当事会社

甲(吸収分割会社)及び乙(吸収分割承継会社)の商号及び住所は以下のとおりである。

- 甲 : 株式会社クレディセゾン  
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
- 乙 : 株式会社セゾンパーソナルプラス  
東京都豊島区東池袋一丁目33番8号

### 第3条 効力発生日

本件吸収分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2023年6月1日とする。但し、本件吸収分割の手の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

### 第4条 承継する権利義務

1. 甲は、2022年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした以下の金額に、効力発生日の前日までの増減を加除した、次に掲げる本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を乙に移転し、乙はこれを承継する。

#### ① 資産

本件対象事業に関する流動資産及び固定資産(ただし、本件対象事業のシステムに関する資産は含まない)であって、以下に該当するもの

- ア) 金銭債権(ただし、債務者が破産手続開始決定を受けているものは含まない): 310百万円
- イ) 商標権: 2百万円

#### ② 債務

本件対象事業に関する流動負債及び固定負債であって、以下に該当するもの  
金銭債務: 11百万円

③ 契約関係

本件対象事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約、その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。但し、第1号ア)括弧書に記載の破産手続開始決定を受けている債務者との間の契約に基づく契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務並びに甲の従業員との雇用契約は乙に移転しない。

④ その他の権利義務等

本件吸収分割に伴う承継が可能な本件対象事業に属する関係法令上の届出、登録、許可、免許等。

2. 前項の規定による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとし、本件吸収分割後は、甲は、乙に承継された債務について責任を負わないものとする。

**第5条 分割対価の交付**

乙は、本件吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

**第6条 増加すべき資本金及び準備金の額**

乙は、本件吸収分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

**第7条 株主総会における承認等**

1. 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本件吸収分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第796条第2項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本件吸収分割を行うものとする。

**第8条 甲乙間で締結する契約**

甲及び乙は、本件対象事業の運営に必要な次の契約を、本契約とは別に締結するものとする。

- ①甲を受託者、乙を委託者とする業務委託契約
- ②システム関連機器使用及び利用に関する契約

**第9条 競業禁止義務**

甲は、乙が承継する本件対象事業について、効力発生日から起算して3年間は競業禁止義務を負い、それ以降は競業禁止義務を負わないものとする。

**第10条 善管注意義務**

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙は協議し合意の上、これを行う。

**第11条 吸収分割条件の変更及び吸収分割契約の解除**

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しく



は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じたときは、甲及び乙は協議の上、本件吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第12条 契約内容の変更

本契約の内容は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

## 第13条 完全合意

本契約は、本契約に含まれる事項に関する甲乙間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるとを問わず、甲乙間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

## 第14条 分離可能性

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

## 第15条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第16条 本契約に定めのない事項

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議の上で定める。

本契約成立の証として、本書1通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。但し、電子署名サービスを用いる場合には、本書の電子ファイルを作成し、それぞれ合意の後電子署名を施し、各自その電子ファイルを保管する。

2023年2月28日

甲： 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号  
株式会社クレディセゾン  
代表取締役(兼)社長執行役員 COO 水野克巳



乙： 東京都豊島区東池袋一丁目33番8号  
株式会社セゾンパーソナルプラス  
代表取締役社長 能城成一郎





Faint, illegible text at the top of the page, possibly a header or title.

Faint, illegible text in the upper middle section.

Faint, illegible text in the middle section.

Faint, illegible text in the lower middle section.

Faint, illegible text in the lower section.

Faint, illegible text in the lower section.

Faint, illegible text in the lower section.

Faint, illegible text in the lower section.

Faint, illegible text in the lower section.

Faint, illegible text in the lower section.

Faint, illegible text in the lower section.

Faint, illegible text in the lower section.



別紙 2 : 株式会社セゾンパーソナルプラスの最終事業年度(2022年3月期)に関する計算書類、事業報告、監査報告

別添のとおりです。

第20期  
事業報告

〔  
2021年4月1日から  
2022年3月31日まで  
〕

株式会社セゾンパーソナルプラス

# 第 20 期事業報告

[2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで]

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当会計年度（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の波が断続的に訪れ、経済活動はいまだに制限がなされているものの、感染対策の効果や感染リスクを下げつつ社会経済活動が継続されたことで、景気回復が期待されます。しかしながら、変異株による感染再拡大の懸念やウクライナ情勢、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある、経済の先行きは依然として不透明な状況にあります。

人材サービス業界を取り巻く環境はコロナ禍の影響が残る中、雇用情勢は引き続き弱い動きとなっているものの、新規求人倍率に持ち直しの動きがみられること、有効求人数の増加が続いていること等から今後も底堅く推移することが期待されます。

このような事業環境のもと当会計年度において、人材事業は主力の人材派遣業務で新規取引先の営業拡大を進めるも、既存取引先の人材需要が回復に至らず、更に主力取引先の派遣政策の転換等もあり、派遣稼働人数の減少により人材派遣売上は減少しました。

これら人材派遣売上の減収を補うべく、新たな取り組みとして民間企業の業務受託売上の案件獲得を進め来年度以降の売上高拡大の素地を作りましたが、人材事業の売上高は前年減収となりました。

公共事業（自治体等の業務受託）は、前年度から展開している北関東エリアにおけるドミナント戦略が奉功し、同エリア内の自治体の業務受託案件を獲得、また当社への引き合いも増加しました。

これに加え、新型コロナウイルス感染症の再拡大とワクチン接種が繰り返される中で、ワクチン接種支援関連の案件を獲得できたことなどから、前年 2 桁増収を継続しました。

テレマーケティング事業は新潟センターの業務を前年第一四半期末に株式会社クレディセゾンの関連会社であるジェーピーエヌ債権回収株式会社へ移管したことによる取扱高の減少で前年減収となりました。

この結果、当会計年度の売上高は 2,986,821 千円（前年同期比 4.9%減）の前年減収となりました。

利益面では、前年度の新潟センター業務移管に伴うソフトウェア資産の譲渡による減価償却費の減少、センター賃借料の削減等も含め販売管理費の抑制に努めましたが、売上総利益の減少を補えず営業利益は前年同期比 4.9%減の 101,166 千円と前年減益となりました。

また、前年度にコロナ関連助成金の営業外収益計上、資産譲渡に伴う資産除却債務取崩益の特別利益計上が発生したことにより、経常利益は 103,013 千円（前年同期比 28.7%減）・当期純利益は 64,748 千円（前年同期比 51.5%減）と共に前年減益の結果となりました。

## 事業損益の概況

	人材事業	増減比	公共事業	増減比	テレマーケティング事業	増減比	合計	増減比
売上高	1,404,385	-8.8%	1,540,590	13.8%	41,844	-59.1%	2,986,821	-4.9%
営業費用	1,414,232	-7.4%	1,444,359	11.1%	27,063	-60.6%	2,885,654	-4.9%
営業利益	-9,846	-	96,231	78.7%	14,781	-55.9%	101,166	-4.9%

### (2) 設備投資の状況

当期におきましては、特記事項はございません。

### (3) 資金調達の状況

当期におきましては、特記事項はございません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは中期経営戦略として『シナジー・ニーズ・ニッチ』の追及による『働く人』への価値創造を目標に2026年事業年度(2027年3月期)のグループ連結売上高50億円の達成を目指し、事業環境の変化に柔軟に対応し、人材事業、公共事業、教育研修事業、シニア事業の連携の強化し、早期の業績回復を実現させてまいります。

当事業年度を終えた時点で、当社及び当社グループにおける対処すべき経営課題と対策方針は次のとおりであります。

- ①既存事業(人材・公共事業)の拠点戦略を明確にし、関西・北関東エリアにおける事業展開の強化を図る。
  - ・大阪に人材事業の新拠点を開設し株式会社クレディセゾンの関西ユビキタスの派遣シェア拡大、連合傘下の組合・事業団体への新規開拓の実施。
  - ・北関東エリアでの人口10万規模の自治体を中心に公共事業の既存先深耕と新規先へ横展開の継続強化の実施。
- ②社内のリソースを最大限に活用し、インハウス業務受託(BPO業務)の売上高の極大化を図る。
  - ・当会計年度に立ち上げた「インハウス型多目的コールセンター」を更に増床しBPO業務の拡大を図る。
  - ・「半官半民事業者への派遣と請負」の提案及び「コールセンター人材派遣」チャンネルを活用した営業拡大の実施。
- ③DXを活用した業務改善、新規商材開発及びグループ営業への展開を図る。
  - ・人材採用機能のBPRを推進しペーパーレス化とあわせグループの人材採用機能の効率化とHRM工程のアウトソースの実現。
  - ・公共事業におけるRPA、AIチャットポットを活用したDXによる付加価値商材の入札、コンサル、教育研修の展開。
- ④シニア事業におけるサービスメニューの再構築と運営体制の整備及び強化を図る。
  - ・身元保証サービスのリスク分析に基づいた商品の再構築と拡販に向けてチャンネル開発。
  - ・シニア層を顧客母集団とする企業とのアライアンスを強化しシニア向け相談窓口商材の拡大を図る。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2018年度 (第17期)	2019年度 (第18期)	2020年度 (第19期)	2021年度 (第20期)
売上高	3,743,390千円	4,179,114千円	3,139,719千円	2,986,821千円
経常利益	70,078千円	106,297千円	144,510千円	103,013千円
当期純利益	54,845千円	74,356千円	133,461千円	64,748千円
1株当たり当期純利益	11.50円	15.60円	27.99円	13.58円
総資産	5,162,988千円	5,313,127千円	5,406,344千円	3,801,259千円
純資産	4,780,216千円	4,854,573千円	4,988,034千円	3,411,431千円
1株当たり純資産額	1,002.68円	1,018.27円	1,046.27円	715.57円

※尚、2019年度（18期）は2019年2月～2020年3月迄の14ヶ月の数値となります。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

## ①親会社との関係

株式会社クレディセゾンとは2022年3月31日現在で当社株式の100%を有する親会社であります。当社は同社に人材派遣等を行っております。

会社名	属性	親会社の議決権 の所有割合	親会社が上場している 証券取引所等
株式会社クレディセゾン	親会社	100.00%	東京証券取引所 市場第一部

## ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社ワークネット	100百万円	100.00%	有料職業紹介、一般労働者派遣
株式会社JBM コンサルタント	10百万円	100.00%	教育研修事業
一般社団法人 シニアライフよろず相談室	50百万円	100.00%	シニア事業

## ※子会社株式の現物配当の件

当社の100%親会社である株式会社クレディセゾンのグループ内の事業シナジー追求による、グループ全体の企業価値向上の一環として、当社が保有する子会社株式を以下のとおり、株式会社クレディセゾンへ現物配当（適格現物分配）いたしました。

## i) 配当財産の種類及び帳簿価格の総額

会社名：ジェーピーエヌ債権回収株式会社

株数：49,364株

持ち株比率：100.00%

帳簿価格：1,641,351,067円

## ii) 親会社に対する配当財産の割当てに関する事項

現物配当の効力発生時点において当社の全ての株式発行数を有する、株式会社クレディセゾンに対して、配当財産の全てを割当てる。

## iii) 配当効力発生日

2021年7月1日

(7) 重要な事業内容

事業部門	主な事業内容
人材事業	民間企業への派遣事業、業務請負
公共事業	官公庁向けの業務請負、人材派遣
テレマーケティング事業	債権管理に関わる事務の受託
アウトソーシング事業	-

(8) 主な事業所

- ①本 社 : 東京都豊島区  
②関西事業所 : 大阪府大阪市中央区

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末増減	平均年齢
男性	20名	2名減	43.7歳
女性	19名	4名減	39.1歳
合計	39名	6名減	41.9歳

※上記のほか、臨時雇用者が43名従事しております。

(10) 主な借入先

当社は、金融機関からの借入は行っておりません。

2. 株主に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 4,767,450株  
(3) 株主数 1名  
(4) 大株主

株主名	株主数	持株比率
株式会社クレディセゾン	4,767,450株	100.00%

(5) その他株式に関する重要な事項

当期におきましては、特記事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
取締役会長	湊 亮策	-
代表取締役社長	能城 成一郎	監査室管掌 株式会社ワークネット 代表取締役社長 株式会社JBM コンサルタント 取締役 一般社団法人シニアライフよろず相談室 理事
取締役	岡田 治美	営業推進部管掌

取締役	渡邊 由紀生	業務推進部管掌 株式会社ワークネット 専務取締役 株式会社 JBM コンサルタント 取締役 一般社団法人シニアライフよろず相談室 監事
取締役	平木 徹	経営企画部管掌
取締役	玉本 美砂子	ギグワークス株式会社 社友
取締役	安森 一恵	株式会社クレディセゾン 常務執行役員
監査役	大澤 修	株式会社ワークネット 監査役 株式会社 JBM コンサルタント 監査役 ジェーピーエヌ債権回収株式会社 監査役
監査役	金子 美壽	株式会社クレディセゾン 監査役 株式会社アトリウム 監査役 静銀セゾンカード株式会社 監査役 大和ハウスフィナンシャル株式会社 監査役

#### 4. 業務の適正を確保するための体制

##### (1) 企業統治体制の概要

取締役会は、取締役7名で構成され、経営に関する重要事項についての業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。なお、経営環境の変化に対応した機動的な経営体制を構築するため、取締役の任期は1年としております。

監査役2名からなる監査役協議会は監査方針、その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定及び監査報告の作成などを行っております。

##### (2) 内部統制システム基本方針

###### ア) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令及び定款の遵守体制の確立に努める。また、監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監視し、課題の早期発見と是正に努めることとする。

###### イ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係わる情報（取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、決裁書等）は文書で記録し、「文書管理規程」その他の社内規程に基づき保存・管理するものとする。
- ②取締役及び監査役は、前項の情報を常時、閲覧できるものとする。

###### ウ) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理については、「リスク管理規程」を定めるとともに、総合リスクを掌る部門を中心に、リスクを総合的に管理し、リスク顕在化の抑止及びリスク顕在化による当社への影響の極小化に努める。また、対処すべきリスクが顕在化、またはそのおそれがあることが明確になった場合には、「危機管理規程」に基づき、迅速な対応及び会社機能の早期回復に努める。

②前項のために、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」の関係者に対し、定期的な社内教育・訓練を行う。内部監査部門による定期的な検証・評価の結果、改善実施状況及び進捗状況等を適宜代表取締役社長に報告することにより、リスク管理体制の維持に努める。

③大規模災害等の緊急事態発生に備え、重要業務の継続及び事業中断リスクを可能な限り低減するための対応策を講じ、有事における経営基盤の安定性確保に努める。

エ) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の業務執行が適切に行われるよう、取締役会は「取締役会規程」に基づき運営する。

②取締役は、管掌または担当する部門の業務執行が効率的に行われるよう、「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき適切に管理、監督する。

オ) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①法令・定款及び社内規程を遵守した職務執行を行うため、コンプライアンス委員会を中心として、定期的な社内教育を通じて、社員へ諸規程及び遵守体制の周知徹底を図る。

②法令・定款及び社内規程等に違反した事例を発見した場合の通報・相談窓口は、「コンプライアンス相談窓口」とする。コンプライアンス相談窓口を掌る部門は、通報・相談案件について遅滞なくコンプライアンス管掌取締役に報告するとともに、必要に応じて取締役会に報告し、当該違反の早期解決を図るものとする。

③社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力からの被害を防止するため、反社会的勢力に屈せず、正義をもって挑むことを当社の行動基準に明記し、全社員がこの行動基準を遵守するよう周知徹底を図る。また「特殊暴力防止対策連合会」への加盟や警察等関連機関との連携により、反社会的勢力による不当要求等には、総務を掌る部門が毅然と対応する。

カ) 当社並びに子会社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

i) 親会社たる株式会社クレディセゾンのグループ運営の方針を尊重しつつ、当社及び子会社は、親会社と連携して内部統制強化を図り、コンプライアンス上の共通認識を確保する。また、親会社内部監査部門の監査を受入れ、その報告を受けるとともに、コンプライアンス上の課題の把握に努める。

ii) 当社及び子会社と親会社の間には、当社の利益に反する不適切な取引を防止するため両社の関連会社担当部門と十分な情報交換を行う。

②子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営管理を掌る部門を子会社管理を行う部署とする。また、「関係会社管理規程」及び子会社と締結する「グループ経営に関する取り決め書」に基づき、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況について、グループ情報連絡会等で定期的に協議または事前通知を受ける。

③子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスク管理については、「リスク管理規程」に基づき、総合リスク管理を掌る部門を中心として、子会社に係る損失回避・適正化のための環境整備を行うと共に、重

要なリスクについては取締役会に報告し、子会社と連携を図り、リスク顕在化の抑止及びリスク顕在化による当社への影響の極小化に努める。

④子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

子会社の自主独立運営による事業の発展を尊重しつつ、子会社の経営上の重要事項については「グループ経営に関する取り決め書」で事前協議事項を定め、「職務権限規程」等に基づき必要に応じて意思決定を行う。

⑤子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査室は、必要に応じて子会社の監査を実施し、業務執行の適正性についてモニタリングを行う。また、子会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社の経営管理を掌る部門及びコンプライアンス委員会に報告する体制とし、当該違反の早期解決に役立て、子会社の業務の適正性を確保することに努める。

キ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役と監査役との協議によって補助者を決定する。

ク) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

①監査役職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役の同意を必要とする。

②監査役職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権を不当に制限しない。

ケ) 監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制

i) 取締役及び社員は、職務の執行に関して法令・定款違反もしくは不正行為の事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。

ii) 取締役及び社員は、事業、組織に重大な影響を及ぼす決定、事件・事故、業務トラブル等の発生事実及び社内監査の実施結果を職制を通じて遅滞なく監査役に報告する。

②子会社の取締役、監査役及び使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

i) 経営管理を掌る部門は、子会社から協議を受けた経営上の重要事項について、監査役へ報告を行う。また、子会社の役員及び社員は、必要に応じて当社の監査役に報告することができる。

ii) 子会社の役員及び社員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社の経営管理を掌る部門及びコンプライアンス相談窓口へ報告することができる。当社の経営管理またはコンプライアンス相談窓口を掌る部門は、コンプライアンス委員会等で提供された情報を的確に処理するとともに、監査役へ報告を行う。



コ) 前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

また、前号のコンプライアンス相談窓口への情報提供者が一切の不利益を被らないことを「内部通報規則」で定めるとともに、「コンプライアンスハンドブック」を通じて社員に周知徹底する。

サ) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は取締役会、経営会議等重要な会議体に参加するとともに、必要に応じて代表取締役と意見交換を行う。

②監査役は情報共有を密にするため、監査室との連携を図る。

③監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をした場合には、予算管理部門である経営管理を掌る部門を中心に費用の妥当性を審議・検証の上、速やかに当該費用を処理する。

### (3) 監査役監査の状況

監査役は監査方針及び監査計画等に従い、取締役会をはじめとする重要な会議体へ出席、取締役等からの職務の執行状況の報告の聴取や、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査、会計帳簿及びこれに関する資料の調査等により、厳正な監査を行っております。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

### (1) 配当に関する基本方針

当社は企業価値の向上と更なる事業展開を進めるとともに健全な経営基盤を維持するため、内部留保の充実を図りながら、経営環境や業績の動向を総合的に勘案して、株主への利益還元に努めていくことを基本方針としております。

2022年3月期は新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に伴う影響が大きく、コスト削減等の収支改善に努めたものの、当期純利益は前年同期の半減となりました。

当社は事業構造改革を推進し早期の業績回復を目指すべく経営基盤強化への経営資源の投下を最優先課題としており、当期の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせて頂くことといたしました。

(注) 本事業報告の記載金額は、千円単位未満を切り捨てにより表示しております。

第20期

事業報告の附属明細書

〔  
2021年4月1日から  
2022年3月31日まで  
〕

株式会社セゾンパーソナルプラス

1. 取締役及び監査役の兼職の状況と明細

事業報告書 4 頁、5 頁に記載のとおりであります。

2. 利益相反取引の明細

該当する事項はありません。

第 20 期

計 算 書 類

2021年 4 月 1 日から

2022年 3 月31日まで

- I 貸借対照表
- II 損益計算書
- III 株主資本等変動計算書
- IV 個別注記表

株式会社セゾンパーソナルプラス

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>3,216,477</b>	<b>流動負債</b>	<b>365,455</b>
現金及び預金	2,578,593	未払金	243,820
売掛金	554,073	未払費用	16,606
前払費用	27,907	未払法人税等	19,664
未収入金	10,190	未払消費税等	36,661
その他	45,712	預り金	9,338
		賞与引当金	39,325
		その他	37
<b>固定資産</b>	<b>584,782</b>	<b>固定負債</b>	<b>24,372</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>59,944</b>	資産除去債務	19,846
建物	18,042	繰延税金負債	4,525
建物附属設備	29,080		
工具器具備品	12,821		
<b>無形固定資産</b>	<b>26,637</b>		
ソフトウェア	12,326		
電話加入権	14,310		
その他	0		
<b>投資その他の資産</b>	<b>498,200</b>		
関係会社株式	334,600		
出資金	50,150		
差入保証金	101,633		
その他	11,817		
		<b>負債合計</b>	<b>389,827</b>
		<b>純資産の部</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>3,411,431</b>
		資本金	82,119
		資本剰余金	2,570,545
		その他資本剰余金	2,570,545
		利益剰余金	758,766
		その他利益剰余金	758,766
		繰越利益剰余金	758,766
		<b>純資産合計</b>	<b>3,411,431</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,801,259</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,801,259</b>

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

〔 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで 〕

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,986,821
売 上 原 価		2,359,544
売 上 総 利 益		627,276
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		526,109
営 業 利 益		101,166
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,251	
そ の 他	616	1,867
営 業 外 費 用		
雑 損 失	21	21
経 常 利 益		103,013
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,056	1,056
税 引 前 当 期 純 利 益		101,956
法人税、住民税及び事業税	37,655	
法 人 税 等 調 整 額	△ 446	37,208
当 期 純 利 益		64,748

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位:千円)

	株主資本						株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	82,119	4,211,896	4,211,896	694,018	694,018	4,988,034	4,988,034	
当期変動額								
配当	-	△ 1,641,351	△ 1,641,351	-	-	△ 1,641,351	△ 1,641,351	
当期純利益	-	-	-	64,748	64,748	64,748	64,748	
当期変動額合計	-	△ 1,641,351	△ 1,641,351	64,748	64,748	△ 1,576,602	△ 1,576,602	
当期末残高	82,119	2,570,545	2,570,545	758,766	758,766	3,411,431	3,411,431	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を、その他については定率法を採用しております。なお、耐用年数及び残存期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### ② 無形固定資産

定額法によっております。自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）に基づく定額法によっております。なお、耐用年数及び残存期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### (3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 43,160千円

### (2) 関係会社に関する金銭債権及び債務

① 短期金銭債権 132,262千円

② 短期金銭債務 1,174千円

### 3. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

① 売上高	899,412千円
② 売上原価	98千円
③ 販売費及び一般管理費	830千円
④ 営業外収益	213千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当事業年度末における発行済株式総数

普通株式	4,767,450株
------	------------

#### (2) 配当に関する事項

##### ・当該事業年度中に行った剰余金の配当

① 配当財産の種類	子会社株式 100%子会社であるジェーピーエヌ債権回収株式会社の 株式100%の帳簿価額 1,641,351,067円
② 配当財産の帳簿価額	1,641,351,067円
③ 1株当たり配当額	344円28銭
④ 基準日	2021年3月31日
⑤ 効力発生日	2021年7月1日

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の主な発生要因は、資産除去債務の計上によるものであります。

### 6. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価等を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください）。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	2,578,593	2,578,593	—
(2) 売掛金	554,073	554,073	—
(3) 未収入金	10,190	10,190	—
(4) 未払金	(243,820)	(243,820)	—
(5) 未払費用	(16,606)	(16,606)	—
(6) 未払法人税等	(19,664)	(19,664)	—
(7) 未払消費税等	(36,661)	(36,661)	—

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、  
(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似している  
ことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額
関係会社株式	334,600
出資金	50,150

上記については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることが  
できず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含  
めておりません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

属性	会社等 の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社	㈱クレディ セゾン	直接 (100.00)	兼任 2名	人材派遣及 び業務代行	人材派遣、業 務代行に係る 取引	881,524	売掛金	80,064

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち「取引金額」には消費税等が含まれておらず、「期末残高」には消費  
税等が含まれております。

2. 上記取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

## (2) 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)ワークネット	直接 100.00	兼任 3名	業務代行	業務代行に係る取引	10,764	未収入金	4,644
子会社	(株)JBMコンサルタント	直接 100.00	兼任 3名	業務代行	業務代行に係る取引	7,124	売掛金	0
							未収入金	1,197
					貸付	45,000	短期貸付金	45,000
子会社	シニアライフよろず相談室	直接 100.00	兼任 2名		出資	—	出資金	50,150

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記金額のうち「取引金額」には消費税等が含まれておらず、「期末残高」には消費税等が含まれております。
2. 上記取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 715円57銭
- (2) 1株当たり当期純利益 13円58銭

第 20 期

附 属 明 細 書

2021年 4 月 1 日から

2022年 3 月 31 日まで

株式会社セゾンパーソナルプラス

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	建物	25,199	—	—	25,199	7,156	1,429	18,042
	建物附属設備	59,978	3,848	21,606	42,220	13,139	2,309	29,080
	工具器具備品	63,147	3,256	30,718	35,685	22,864	4,377	12,821
	計	148,325	7,104	52,324	103,105	43,160	8,116	59,944
無形固定資産	ソフトウェア	142,993	1,913	75,828	69,077	56,751	11,471	12,326
	電話加入権	14,310	—	—	14,310	—	—	14,310
	計	157,304	1,913	75,828	83,388	56,751	11,471	26,637

(注) 1. 当期減少額の主な理由（取得価額ベース）

① 建物附属設備	ジェーピーエヌ債権回収への資産譲渡（4月）	21,606千円
② 工具器具備品	ジェーピーエヌ債権回収への資産譲渡（4月）	24,879千円
③ ソフトウェア	ジェーピーエヌ債権回収への資産譲渡（4月）	72,926千円

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	43,523	39,325	43,523	39,325

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	73,985	
給与	195,876	
賞与	26,710	
賞与引当金繰入額	25,941	
退職給付費用	7,954	
福利厚生費	47,773	
通信費	10,656	
システム関連費	21,504	
支払家賃	38,688	
人事関連経費	2,017	
減価償却費	7,533	
消耗備品費	26,865	
旅費交通費	4,372	
支払手数料	22,307	
租税公課	2,930	
その他	10,990	
計	526,109	

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 監査報告書

私たち監査役は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。

その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図りながら、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については監査役を兼職し、監査を実施しており、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社等からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法規則施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計帳簿およびこれに関する資料の調査を実施し、必要に応じて報告を受け、説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年5月26日

株式会社セゾンパーソナルプラス

監査役 大澤 修 

監査役 金子 美寿 